

不利益処分に関する処分基準 個票

生活環境部 クリーン推進課

不利益処分の内容	分別ごみの処理に係る手数料の一括納付承認取消し	
根拠法令等及び条項	栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第7条第2項	
処分基準	根拠条項	栃木市廃棄物処理施設条例施行規則第7条第2項
	参考事項	栃木市廃棄物処理施設条例及び同施行規則第6条第2項
	設定等年月日	平成26年 4月 5日設定 平成 年 月 日最終変更
	<p>【 基 準 】</p> <p>栃木市廃棄物処理施設条例施行規則 (承認期間及び承認の取消し)</p> <p>第7条 前条第2項に規定する承認の期間は、許可業者にあつては当該許可を受けている期間の末日、それ以外の者にあつては申請を行った日の属する年度の翌年度の末日を限度とする。</p> <p>2 市長は、前条第2項の規定に基づき承認の通知を受けている者が、納付期限内に手数料を納付しないときは、承認した期間内であっても、その承認を取り消すことができる。</p>	